

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会
第1回建設検討委員会 会議概要

1. 開催日時	平成18年12月13日(水) 14:00~15:15
2. 開催場所	春日市役所 庁議室
3. 出席者	<p>委員長(福岡市環境局長) 副委員長(春日市地域生活部長) 委員(福岡市環境局環境都市推進部長) 委員(福岡市環境局環境都市推進部計画課長) 委員(春日市地域生活部環境課長) 委員(大野城市環境生活部長) 委員(大野城市環境生活部リクル推進課長) 委員(太宰府市市民生活部長) 委員(太宰府市市民生活部環境課長) 委員(那珂川町住民生活部環境課長) 委員(福岡都市圏南部環境事業組合事務局長)</p>
4. 欠席者	委員(那珂川町住民生活部長)
5. 議 題	<p>(1) 建設検討委員会委員長・副委員長の選任 (2) 諮問 (3) 管理者挨拶 (4) 議事</p> <p>議題1 建設検討委員会スケジュールについて 議題2 建設検討委員会専門部会の設置について 議題3 可燃ごみ処理施設基本構想策定について</p>

(1) 建設検討委員会委員長・副委員長の選任

【協議内容】

指名推選により、委員長に佐本氏（福岡市環境局長）、副委員長に有馬氏（春日市地域生活部長）が選任された。

(2) 諮問

【協議内容】

井上澄和副管理者（春日市長）より、福岡都市圏南部環境事業組合が建設する可燃ごみ処理施設に関する

「1. 可燃ごみ処理施設建設に関すること。2. 事業方式に関すること。」
について、当委員会へ諮問がなされた。

(3) 管理者挨拶

福岡都市圏南部環境事業組合管理者職務代理者井上澄和副管理者の挨拶（福岡市長選に伴う管理者退職のため）

以下全文

『それでは、福岡都市圏南部環境事業組合の管理者職務代理者として、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には福岡都市圏南部環境事業組合の事業推進に日頃からご協力いただいているところでございますが、本日はごみ処理施設の建設と事業方式の検討という、今後の組合運営に大きく関わりのある事項につきまして諮問させていただきました。

さて、組合を構成いたします各市町におかれましては、循環型社会の構築を目指し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に力を注がれているところでございますが、それでもなお、後に残ります廃棄物を適正に処理するための施設は必要不可欠なものであります。しかしながら、必要不可欠な施設ではあるものの、その近隣の住民にとっては迷惑施設であるという一面は、避けようのない現実でもございます。

したがいまして、施設近隣の住民や学識経験者の意見を十分に踏まえ、これまで皆様方が培われてきました知識や経験を結集した答申をいただきたいと考えております。

皆様方には自ら所属する自治体のみならず、福岡都市圏南部地区全体における奉仕者としてご議論いただき、福岡都市圏南部環境事業組合にとってより良い施設が建設されることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。』

(4) 議 事

議題 1 建設検討委員会スケジュールについて

【協議内容】

長期スケジュールについては、検討内容ごとに答申を行い、平成22年度を最終答申とする。

- ・第1次答申（H19）：基本構想の検討
- ・第2次答申（H19）：基本計画の検討
- ・第3次答申（H21）：建設・経営手法・事業スキームの検討
- ・第4次答申（H22）：基本設計・発注方式の検討
- ・最終答申（H22）：事業スキームにより検討内容を決定

委員の任期については、最終答申がなされる平成22年度までとする。（福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会設置要綱第4条に「答申まで」と規定されている）

短期スケジュールについては、今年度中に建設専門部会を3回開催する予定である。協議内容は次のとおりとする。

- ・第1回建設専門部会（H19.1月）：正副部長選出、基本構想概要、人口・ごみ量推計
- ・第2回 " （H19.2月）：中間処理施設・最終処分場の基本構想
- ・第3回 " （H19.3月）：基本構想中間報告とりまとめ
- ・第4回 " （H19.5月）：第1次答申とりまとめ、基本計画について

第3回建設専門部会での基本構想中間報告の内容を踏まえ、来年4月に第2回建設検討委員会を開催し、管理者への基本構想の答申案について協議し、5月末の第3回建設検討委員会終了後に管理者へ第1次答申を行うものとする。

議題 2 建設検討委員会専門部会の設置について

【協議内容】

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会設置要綱第8条第1項に「委員会は、必要に応じて専門の事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。」と規定されており、建設検討委員会の下部組織として、学識経験者から構成される専門部会を設置する。建設専門部会委員については次の6名に就任を要請する。

- ・浦邊真郎：福岡大学大学院客員教授 衛生工学（中間処理施設）
- ・包清博之：九州大学芸術工学部教授 緑地環境設計
- ・神野健二：九州大学工学研究院教授 水資源工学、地下水工学
- ・槇田裕之：九州大学医学研究院助教授 （公衆）衛生学
- ・松藤康司：福岡大学工学部教授 廃棄物（最終処分場）
- ・村山博俊：弁護士 法律関係

同条第2項に「専門部会の設置については、運営要綱を別に定める。」と規定されており、福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会専門部会運営要綱、福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会専門部会会議傍聴要領を定めるものとする。

専門部会委員の定数については、答申の内容によって人数を増やす場合も考えられるため、特に定めないものとする。

専門部会における関係市町固有の事項に関する質疑に対応するため、関係市町の課長は、建設検討委員としてではなく、専門部会に出席するものとする。

議題3 可燃ごみ処理施設基本構想策定について

【協議内容】

福岡都市圏南部可燃ごみ処理施設基本構想策定に向けた審議内容を

1) 基本的事項の検討

計画ごみ質の検討 計画ごみ処理量の検討 併設する施設の検討

2) 中間処理施設基本構想

中間処理方式の検討 公害防止対策の検討 余熱利用方式の検討

3) 最終処分場基本構想

残渣物処分方式の検討 最終処分場の処理方式の検討

とする。

答申項目については、

1) 基本的事項の方向性に関すること

2) 中間処理施設及び最終処分場の基本構想に関する事項

とする。

ごみ量・ごみ質に関しては、人口推計に基づき推計量を算出する。なお、施設規模決定の平成21年度には、その時点での最新データによる見直しを行うものとする。

中間処理施設については、処理方式、公害対策、余熱利用等について検討を行う。

最終処分場については、残渣物の処分方式などについて検討を行う。

環境影響評価に関しては、福岡県環境影響評価条例では、最終処分場は対象外となり、中間処理施設についても対象とならない可能性があるが、複数の自治体が共同で行う事業であり、住民の理解を得るためにも、両施設共に環境影響評価対象施設と同様の調査項目を行うものとする。(最終処分場に関しては面積が15ha、中間処理施設に関しては排ガス量が15万Nm³/時間、を超えるものが福岡県環境影響評価条例の対象となる。)